

第21回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ議事録

1. 日時：令和5年10月25日（水）13:00～14:00
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（専門委員） 小河主査、曾根原専門委員、栗林専門委員、小林専門委員
（内閣府） 福田休眠預金等活用担当室室長、田中休眠預金等活用担当室参事官
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正について
2. 2023年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の変更（案）について
3. 日本民間公益活動連携機構の2023年度事業計画の変更（案）について

○福田室長 内閣府休眠預金等活用担当室室長の福田でございます。ただいまより第21回「休眠預金等活用審議会ワーキンググループ」を開会いたします。

本日もオンライン開催とさせていただきます。

皆様、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、白石専門委員、玉田専門委員が御欠席でございます。また、JANPIAからは岡田専務理事、大川事務局長にも御出席いただいております。

本日は「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正」「2023年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の変更(案)」及びJANPIAの「2023年度事業計画の変更(案)」について御審議いただきたいと存じます。

本日の会議資料については議事次第に記載されているとおりです。

それでは、以後の議事進行につきましては小河主査をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○小河主査 それでは、早速議事に入ります。時間も限られていますので、議事1～3について、まとめて内閣府及びJANPIAから御説明いただき、続けて意見交換とさせていただきます。なお、本日の資料及び議事録については、速やかに公表することといたしますので御承知おきください。

それでは、内閣府より御説明いただきます。よろしく願いいたします。

○田中参事官 それでは、内閣府から説明をさせていただきます。

まず、資料1、今後のスケジュールでございます。今日10月25日はワーキンググループということで、明日審議会を予定してございます。

今回議題にさせていただくのは、右側に基本方針の改定(Ⅱ)項目③とありますけれども、前回積み残した出資について本日御議論いただくというのが1点でございます。

あと、左側の箱にございます23年度の政府の基本計画及び23年度のJANPIAの事業計画の変更ということで、具体的には後ほど御説明いたしますけれども、助成の上限額の引き上げ、緊急枠に子育て支援枠を設けるといような修正をしております。

今後の予定ですけれども、出資以外の部分については、10月末に基本方針、基本計画、JANPIAの事業計画を改定したいと考えてございます。出資につきましては今回御議論いただきますので、その後、パブリックコメントにかけた後に、12月末の改定を目指して作業をしたいと考えてございます。改正法の完全施行自体が12月末を予定してございますので、改正法の施行を受けまして、来年の1月ぐらいからJANPIAから例えば活動支援団体、あるいは出資について公募が開始できるようなスケジュールで進めていきたいと考えています。

それでは、出資について説明をさせていただきます。資料2-1を御覧ください。

まず、出資につきましては昨年12月に取りまとめていただきました5年後見直しの対応方針で、制度全体の大枠は決めていただいたところでございますけれども、今回はその具体化を図っているところでございます。

まず、目的でございます。目的につきましては初期のスタートアップなど、民間資金が十分でない社会課題解決に取り組む団体を対象とする。そして、助成という渡しきりの世界から今回出資というところに踏み込むわけですけれども、出資に伴う資金の規律づけを通じた団体の自立化及び経営基盤の強化を図るといことを主な目的としています。

出資スキームにつきましては2つのタイプ、ファンド出資型及び法人出資型を併置することになっています。

まず、ファンド出資型から説明をさせていただきたいと思えます。形式でございますけれども、投資事業有限責任組合という形式を取りたいと考えています。こちらは独立行政法人の中小機構であったり、東京都のソーシャルインパクトファンドなども同じような形式を採っております。ファンドの存続期間が10年程度とありますが、5年の延長も可とするというような形で柔軟に対応したいと考えてございます。

下のファンド出資型のイメージを御覧になりながら聞いていただければと思えますけれども、まず、JANPIAからの出資規模につきましては年5～10億円ということでございます。そして、資金分配団体であるファンドから一実行団体当たりの出資規模につきましては数千万円程度を想定してございます。

続きまして、JANPIAの投資方針・審査プロセスでございます。JANPIAの投資方針として、社会的成果と収益性の実現の両立を目指すということで、助成につきましては社会的成果の最大化ということが目的になるわけですけれども、今回、出資ということなので、社会的成果と収益性の実現の両立ということを大方針に掲げてございます。

続きまして、JANPIAの体制でございます。左下のところにJANPIAの投資審査会と書いてございますけれども、5～7名程度の専門家から構成される投資審査会を設置して、具体的には投資方針や運用実績、コンプライアンスの体制、評価の実施体制等々の観点から申請団体を審査するということにしたいと考えてございます。

続きまして、資金分配団体による出資先の選定でございます。具体的には第2層から第3層のところでございます。ファンド運営者につきましては通常、出資先を決定するのに投資委員会というのを設けておりますので、ここが具体的な出資先を決定するということになります。ただ、休眠預金という性格上、我々の目的は社会課題解決というところが主な目的になっていきますので、投資委員会に社会課題解決に詳しい専門家に関与していただき、具体的に出資先を決める際に、こうした専門家の意見も聞くという形式を採りたいと考えてございます。あと、JANPIAにつきましては投資委員会にオブザーバー参加できるようにして、投資委員会の動きなどをきちんと把握できるようにしたいと考えてございます。

続きまして、報告義務、評価、情報公開でございます。休眠預金制度の活用自体、徹底した見える化という方針でやっていますので、この出資制度についても基本的な方針は徹底した見える化というところでございます。まず、毎年、実行団体から資金分配団体に事業報告をしていただく、ファンドの運営者はJANPIA及び共同出資者に対して、きちんと運用報告をしていただくというのが基本となります。加えて、ファンドの運営者につきましては、毎年、全ての出資先に対して社会的インパクト評価を実施してもらって、インパクトレポートを作成して公表していただくことを考えてございます。

最後、JANPIA及びファンド運営者ですけれども、民間共同出資者がファンドの中に入りますので、彼らとの秘密保持義務に違反しない範囲で、可能な限り情報を開示してもらうという方針にしてございます。

続きまして、もう一つのタイプの法人出資型でございます。法人出資型の特徴としましては、長期的な視野で地域の実行団体を育成するなど、出資先の持続的な成長を重視した出資が可能という特徴があるかと思えます。

形式につきましては下の図でございますけれども、例えば複数の企業がコンソーシアムを組んで、社会課題解決に取り組む企業に向けた出資を行う株式会社を資金分配団体として設立いただく。そこにJANPIAが出資をする形式を採りたいと考えてございます。その新しく設立した会社が具体的には幾つかの実行団体に出資をするという形になります。

JANPIAの出資ですけれども、大体10年程度を目安に株式出資なので株を売却するということで、JANPIAは10年程度で抜けることを前提としてございます。一方で、JANPIAが株式を処分した後も、新しく創設した資金分配団体である会社を存続させて引き続き実行団体に対して出資事業を継続することが可能というようなスキームになっています。

あと、※に書いてございますけれども、資金分配団体や実行団体の選定方法、報告・評価、情報公開につきましては、ファンド出資型に準じることとしてございます。

続きまして、資料5の政府の基本計画及びJANPIAの事業計画の変更についてという資料を御覧ください。

まず、基本計画とJANPIAの事業計画の位置づけでございますけれども、政府は基本方針に即して毎年度、基本計画というのを定めている。一方で、指定活用団体であるJANPIAは毎年度、基本計画に即して事業計画及び収支予算を作成し、政府の認可を受けているとい

うスキームになってございます。

今回の改正を受けまして基本方針も変えておりますので、それに即して基本計画も変更しますし、事業計画、収支予算、こちらはJANPIAの部分になりますけれども、そこについても変更するという事になってございます。

変更のポイントでございますけれども、まず令和5年度の通常枠の助成総額の目安でございます。前回の御議論で今後5年間で助成総額300億円を目安とするという中期目標を掲げさせていただいたところでございますけれども、足下でかなり通常枠の申請額が増えているといった状況も踏まえまして、今回、これまで上限40億だったものを50億円に増額するという修正を加えてございます。

2番目が緊急枠についてでございます。これまで緊急枠については新型コロナの対応及びウクライナ情勢を受けた物価高騰の対応枠として緊急枠を設けていたところですが、今回、子育て支援についても、まさに緊急的に対応すべき事項があるのではないかと、従来からの緊急枠に子育てを加えた形にしまして、助成総額の目安というのも35億円から40億円に増額をすることとしてございます。

その他の運用項目につきましては、JANPIAの事業計画のほうで修正をしていますので、ここからの説明はJANPIAのほうにバトンタッチしたいと思います。

○大川事務局長 JANPIA事務局の大川のほうから説明をさせていただきたいと思います。

こちらは2023年度事業計画改正（変更）のポイントという資料6を使いまして説明を進めてまいりたいと思います。

詳細といいますか、事業計画改正の案の本体のほうは資料8ということになりますが、こちらのポイントのほうに整理してまとめておりますので、こちらを使って説明してまいりたいと思いますよろしく申し上げます。

まず、法律の改正事項への対応ということになります。こちらは国際化というところが一つのテーマになってございます。変更案の記載内容、これ以降の資料の立てつけとしまして、網掛けの部分で事業計画に反映していますという説明、それに加えて、具体的に実務ではこのようにやりますというものを少し下を書くというような形で説明をしておりますので見ていただければと思います。

まず、国際協力への支援につきましては記載のとおり、経済社会情勢の急速な変化の一つとして国際化の進展が明記されたということで、国内にとどまらない国外にも及ぶ事業についても休眠預金の対象とする事業領域で活動する事業についての支援ができるようにしようという立てつけになってございます。ただ、そこは事業の申請内容等を総合的に判断した上で、その採択の可否を検討していくということになってございます。

具体的な審査時における判断根拠というのが、こちらの中ほどに記載がございまして。活動が国内にとどまらず国外に及ぶ場合であっても、優先的に解決すべき社会課題の解決に向けた取組であって、国民一般の利益の一層の増進に資するものに該当する場合については、外交政策との整合性、事業実施団体の安全確保、実効的な監督評価の確保、これは太

字のところがすごく大事なのですけれども、この視点から選定の審査において事業ごとにその可否を判断するとしております。

どういったところが対象になるかということで、まず、そもそも形式要件なのですけれども、どういう団体が対象になるかというのが下段のほうに書いてございまして、国外を活動範囲に含む場合、公募対象は国内に主な活動拠点がある日本の法人のみという整理にしております。かつ当該法人、実行団体が国外の団体、休眠預金制度の助成対象外の団体と連携して活動する場合については、当該法人が直接実施する事業のみを助成すると整理をさせていただいています。

対象となる事業実施団体の整備は、裏を返せば、この審査時における判断根拠とリンクしているようなところがありますので、このような整理で休眠預金を適切に行っていただけける団体に支援を行いつつ、より国内にとどまらない国際化といったところに向けた休眠預金の活用の方向性というところも、ここで確認していくということになってございます。こちらが国際化協力への支援というところになります。

これ以外、今回、活動支援団体等の話は、先ほどのスケジュールの御説明のところにもありましたように少し先の話にはなりませんので、今、検討はしているのですが、今回は国際協力のところのみということで、それ以外は運用事項への対応ということで、今回の事業計画に反映していますので御説明をしたいと思います。

まず、枠のところです。先ほど内閣府からも御説明をいただきましたところですが、通常枠を今の40億円に10億円プラスして50億円とする。もう一つは通常枠のところに書いてございますが、実は通常枠は40億をほぼ使い切っておりまして、真ん中のほうに記載がございまして、第1回の公募で44事業の申請がございました。そのうち17事業、38.7億円を採択してございます。ほぼ残っていないという状況で、詳細は後ほどの資料のほうで少し具体的な内訳等もございまして、このような状態になっています。ですので、10億を増やして、その枠を使って第2回の通常枠の公募というものを今年、この事業計画の認可をいただければ速やかに、スケジュールとしては11月の中旬に公募を開始したいと考えてございます。

もう一つは緊急枠、現行35億円のところを5億円増やして、かつ子育て支援という領域に休眠預金を活用していく。先ほど内閣府からの御説明があったとおりでございますが、こちらの事業計画に反映をさせていただきます。

実際のところ、参考事例を3つほど書かせていただいておりますが、例えばシングルマザーの就労支援であったり、母子家庭向けの居住支援のような事業領域、あるいは生活困窮者向け、ひとり親世帯を中心としたところへの支援といった事業も、実際に既に多くの事業が休眠預金の事業でも動いているというような状況がございまして、これも踏まえて、よりこういった子育て支援という領域での今後の活用の可能性が非常にあるのかなと思っていますので、通常枠のほうで予算枠が増えはするのですが、まだまだ緊急助成のほうへのニーズというものもあるのかなと思っています。そちらをまた掘り起こしもしながら、

この枠を活用してまいりたいなと思っています。

ちなみに現行の原油価格、物価高騰の枠のところでは、35億円の枠に対して今2.3億円の事業の選定が行われていまして、まだまだ残っているという状況でございますので、この子育て支援という領域を対象とするタイミングで、また通常枠のほうとのバランスも取りながら、緊急性のある事業をこちらのほうで多く採択できるように、我々のほうでも取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

こちらが緊急枠の話でございます。

次は、行政施策との役割分担の整理ということでございます。こちらは過去においても何度か御説明されている内容ではありますが、改めてということになります。

まず、休眠預金活用事業が行政施策の後退を許容するものではないということを前提とした役割分担のようなどころをしっかりと整理していくということ、また、事業終了後の行政施策化、行政補助金等の活用への見通し、こういったところに接続するような事業を目指して、引き続き休眠預金活用事業を有効に機能させていくという趣旨でございます。

ちなみに審査時における判断根拠はどのような形になるかということが、こちらに書かれてございます。行政施策の後退は許容しないということはもちろんのこと、休眠預金の事業ですので、より公的な支援が及ばない領域であり、かつそこにきめ細かな支援を必要とされる場合に個別に判断をしていくということから、その個別の判断の根拠は①から③のところに記載のとおりということになっております。この辺りも事業計画に今回盛り込み、また、今後の説明会等でもしっかりと説明をしてみたいと思っています。

次が自己資金の確保、こちらも皆様に御審議・御議論いただいたところであります。今回の整理としまして、かなりいろいろなことが書いてあるので、要約して御説明いたしますと、資金分配団体において休眠預金の事業に参入されるに当たっての自己資金を必ずしも必要とはしないと、その代わりではないのですが、むしろ、より一層、その資金分配団体の自立性であったり、事業継続に向けた取組の奥深さであったりとか、実行団体に向けた支援のメニューであったりとか、そういったところを総合的に見ていく。採択の際にはそこを判断の材料として十分に活用させていただくということを書いてございます。

ですので、資金分配団体においては、自己資金があれば参入できるというレベルからもっと踏み込んで、より一層事業の質を高めるためのファンドレイジングだったり、事業継続であったりとか、そういったところに向けた体制を求められていくと理解をすればよいのかなと思っています。

また、そういった視点から、加点要素と書かせていただいておりますけれども、審査のプロセスにおいてもしっかりと審査をさせていただくということになるかなと思っています。

また、実行団体においては従来どおりで変わらない表現にはなってございますが、私どものほうでも2019年度の事業の自己資金の調達状況など、また、事業の自立、事業の継続に向けた取組の実情、現状、こういったところも少し掘り下げて今調べたり調査をしてございます。こういったことを含めて、自己資金の在り方についてもいろいろな整理・見直

しが必要であれば、そういったところもやっていくのかなとは思っていますが、まずは分析・検証を実施するというところで考えているところでございます。この資料の後段のほうにも事業継続の実例を4事例ほど掲げてございますが、そういったところも参考にさせていただけたらと思っております。

もう一つは、同一事業の再申請・事業期間の延長というカテゴリーのテーマなのですが、けれども、同一事業、全く同じ事業は再申請できないという整理でございましたが、実際のところは、例えば地域であったり、対象を変えたりとか、受益者の領域が変わるとか、そういうことであれば、多少同じといいますか、同一の事業であっても、それは同一とみなさないとか、そういう運用が実際にされていましてということは過去にもお話ししたことがあると思っておりますが、今回、改めて明確に同一事業というものをどう捉えるかということを用意のレベルを超えてしっかり整理させていただいたということになります。

こちらに記載のとおりということで、ただ、同一のものも効果がしっかり出ているのかということを検証させていただくということを前提にしていますので、その辺りがしっかりと事業計画に書き込まれますし、公募要領等にもしっかりと書き込まれると御理解いただけたらと思います。

もう一つ、事業期間の延長につきましても、事業を延長することによって最大限の効果の発現が見られるような性質のものの中にはあると思っておりますが、一旦決められた事業期間を超えて延長することは原則ないという整理でやってございます。もし、続ける場合は再申請ということになると思うのですが、ただ、特段の事情がある場合につきましては、昨年も既に整理いただいているのですが、コロナの影響によるものについては一定の理由を確認した上で事業延長を行うのだけれども、そこには追加助成等を行わないという整理をしております。

何か事業を中断したということであれば、その期間にかかっている費用というのは原則かかっていない。もちろん団体としてはかかっているのかもしれませんが、プロジェクトとしてのコストがそこで一旦かかっていないので、延長した部分に対しては、そこで使われなかった資金を充当していただくという整理をしております。

ですので、この資料でいきますと、コロナ禍の影響以外の理由のところも今のような考え方で新たな社会的インパクトの創出の見込みであるとか、自立化に向けた具体的な見通し、こういったものも踏まえて総合的に判断をしていく。ただ、1～2年延長するというような話には当然ならないと思っております。特段の事情ですので限られたものになってくるのかなとは思っています。例えば担当者等がどうしても不在にならざるを得ない時期、あるいは特段の外部環境の変化によって事業が行われない時期が一定期間あったとか、特段の事情を考慮しての事業期間の延長というものを認めるといったような考え方になってございます。

こちらが事業期間の延長等の話になります。

最後になりますが、成長期・成熟期の活動支援ということになります。

記載のとおりですが、過年度採択事業で一定のインパクト創出が見られる事業は、より大きなインパクト創出を目指して事業モデルの横展開や新たな手法による事業実施を支援するなど、成長期・成熟期にある団体の活動への支援の在り方を検討すると、事業計画には書いています。

具体的にはどういう話かということなのですが、まず、成長期・成熟期にある団体の支援の方向性ということが大前提にあります。休眠預金の助成金を活用して、事業の割と初期段階で活用していただいているケースも結構あるわけなのですが、ここでは3か年の事業終わって次のフェーズに移る、もっと違うことで効果を最大限に発揮させるような事業の運用を志そうというケースもあるのかなと、そういったときに、そこに資金をしっかりと活用いただけるような流れというような、このテーマについてはそのような考え方を持っております。

例えば具体的な支援策と書いておりますが、まずはいろいろな事例とか、解決の手法とか、そういったものをネットワークを通じながら、休眠預金の事業に取り組んでいただいている皆様の中のネットワークなども活用しながら取り組んでいただくような流れをつくっていく。そこは私どもならではのできることなのだろうと思っていますので、そういったところを私どものほうでもしっかりと取り組んでいくというようなことが書かれています。私どもがというのは表現も適切ではないかもしれませんが、例えば資金分配団体同士の横のつながりの中で、実行団体の支援のところ、まさに成長期・成熟期の活動の支援に近い形で連携して支援を行っていくという流れもできつつあるのかなと思っています。

具体的な事例を申し上げますと、ある資金分配団体の支援を受けて子供食堂をやっていたらっしゃった団体なのですが、一定期間の事業を通じて、もっと自分たちの活動を横に展開していきたい、あるいは同じように取り組んでらっしゃる方々に、自分たちの課題として感じていたことを解決する手段として、次のステージで何か新しい事業をやりたいと、そういう考えを持ってらっしゃった団体がいたのですが、そのような話を今、その団体が支援を受けていた資金分配団体に相談をしたところ、例えばあちらの資金分配団体がやっているこういう事業に採択されたら、そういうところも実現できるのではないですかみたいな紹介をしていただいたりとか、実際にトライをして採択に至って、次のステップで事業を展開されているようなケースもありました。

この休眠預金の事業に取り組んでいる皆様の中の横の連携の中でも、そういった成長期・成熟期の活動支援という文脈での事業の発展的な取組にもつながる機会があるのかなと思っています。こういったところを私どももしっかり状況を見ながら御支援させていただくということで考えているということでございます。それが具体的にシンポジウムとか、PO向けギャザリングとか、こういったところになるのかなと書かせていただいているところでございます。

あとは私どもの参考資料ということで、休眠預金の事業の現状を定期的に、毎年これぐらいのタイミングで審議会、ワーキングの場所ではお伝えもできているかなと思っています

のですが、現状をまとめてございます。詳しくは資料を御覧いただければということですが、まずもって、活動支援団体の検討状況だけ少しここに書かせていただいております。御覧いただければということですが。まず、何よりも制度全体における担い手の運営体制が強化されて、事業実施による成果・効果の最大化に寄与できるような形でという大前提で、どのような形で進めたらいいのか、事業計画、あるいは公募要領にどう反映させるのか、この辺りの議論を進めている状況でございます。

この辺り、ぜひ一通りお目通しただけならということでございます。内閣府との連携もしながら、また、関係者の方々とも対話も重ねながら、御承知のとおり、業務改善プロジェクトチームにもこのようなテーマ、基盤強化を中心としたテーマなのですが、議論する場も設けておまして、皆様との対話の中で、私どもの中でこういった形でこれを実現していくかということをお考え、論議もして、整理もしている、そんな状況でございます。

あとは現況ということで、資金分配団体、実行団体の数ということで書いてございますが、実行団体の数の累計では1,000を超えたということでございます。また、資金分配団体の数としては170と左上に書いてございますが、今、いわゆるリアルに動いているというか、オンゴーイングで動いている資金分配団体はおおむね100ぐらいと御理解いただけたらと思います。これがまた通常枠、随時枠と公募があって採択されますと、少しずつ増えていくというような状況でございます。

それらが具体的に地域的にどう広がっているかということをお示したのがこちらの全国地図であります。都道府県ごとに数が黒い文字で書いてございます。これが実行団体の数、先ほど千幾つと書いたところがここに散りばめられているという感じです。全国と下に書いてあるのですが、これは全国域を対象とした必ずしもある都道府県にとどまらない事業設計のものもあるので、それが91あるという説明になってございます。

各都道府県単位に書いている黒い数字が一桁という状況のところは、全てではないのですけれども、おおむね資金分配団体が所在しない県に該当するような状況になっています。ですので、先ほど少し触れましたが、活動支援団体の支援の中で地域における担い手の育成みたいところに資する活動が行われれば、よりよい形でこういった全体のバランスも取れていって、休眠預金が全国各地において有効に活用される、また、資金が循環していくという流れをつくっていくのではないかと考えているところでございます。特に地域の課題解決、そういったところに資する事業もより多く増えていくということが期待されるというところでございます。

あと、現在、先ほどほぼ40億を使い切っていますと申し上げたところの第1回の通常枠で採択された事業、団体名、事業の内容などを記載してございますので御確認いただけたらと思います。こちらは昨年度との対比ができるように書いてございますが、今年度の通常枠、コロナ、物価高騰枠、こちらの申請、採択の状況になってございます。

今日は時間も限られておりますので、あとは御覧いただければということでございます。

ので、通常枠、審査員のコメントなども記載してございます。

あと、業務改善プロジェクトや企業との連携、評価に関する取組の現況なども記載してございます。とりわけ総合評価につきましては、今、様々な角度から情報の整理・分析を進めておりますので、ぜひ皆様に御覧いただける状況になりましたら、御披露申し上げたいなと思っているところでございます。

その他、研修等も確実に行っております。内容もブラッシュアップしながら進めているというような状況です。

事業が終わったものに関しましては監査も行っております。監査なども行いながら振り返りもして、それらを今後の事業の改善に役立てようということ、その他にも内部通報の状況についても記載しておりますが、様々な案件も入ってきており、都度速やかに対応をしているところです。大きな不正行為につながるような内容は現在までありませんでしたが、色々なかたちで、あそこの事業は大丈夫なのかとか、あそこに利益相反の疑いがないのかとか、そういった御指摘を受けるケースございますので、都度確認をしながら厳正な対処をしている。その中で、不正防止の予兆把握に私どもとしても取り組んでいるというような現況があるということも御報告したいと思えます。

あと、今後の取組等の記載がございましたので御参考にしてください。

先ほど申し上げました事業継続に向けた状況というところで、4つのカテゴリーに大きく分けて、こういうような形で出口戦略等を考えていらっしゃる事業があつて、具体的にそれぞれのカテゴリーに対してこういった事例がありますということを記載してございますので、お目通しをいただければ幸いです。

少し長くなりましたが、私どもからの説明は以上でございます。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、早速意見交換に移りたいと思えます。先ほど内閣府及びJANPIAから御説明いただきましたが、これに対する御質問・御意見を含めてどなたからでも結構ですので、御意見があればお願いいたします。御発言されたいことがありましたら、手を挙げるボタンを表示していただきましたら、私から指名させていただきます。ちょっと時間が押していますので、恐れ入りますけれども、御質問などはコンパクトに御発言いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

曾根原専門委員、お願いします。

○曾根原専門委員 先ほどの資料で、出資に該当する資料の部分を出していただけますか。法人出資型とファンド出資型と2つのタイプで出資という形の取組がこれから始まるということで説明がありました。新しい取組としてとても期待をしておるのですけれども、今後の進め方の一つの在り方として、お願いをしたいことがあります。

休眠預金を活用する分野は、子供とか、福祉分野とか、地域活性化とか、新しく加わりました子育て支援とか、そういったことになるかと思うのですけれども、こういった分野で活動されている方々にとって出資というのは、まだ心理的には遠いと感じられている方

が多いと思います。ただ、実際は、事業が進展する中で、助成から出資というスタイルを採って事業拡大の局面になっているところもままあると思います。そういった方々に対しては、自分たちにも近い資金ニーズの在り方として理解いただくために、ファンド出資型というタイプと、もう一つは法人出資型としてどんな事業モデルがあるかということを経験のパターンとして具体例を出してあげると分かりやすいのではないかなと思いました。

また、子育て支援という新しい分野が始まるということの説明の中に、3つの取組事例が紹介されておりましたが、これは非常に分かりやすい例だと思いましたので、新しい取組としての出資の在り方、ファンド出資型と法人出資型、それぞれのタイプでこんな事業モデルの形があるということ具体的に例示されるということをお願いしたいと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

○小河主査 内閣府のほうでよろしいですか。御回答はありますでしょうか。

○田中参事官 御意見どうもありがとうございます。

新たに出資制度を今回つくるわけですけれども、使っていただくためには、まさに先生がおっしゃったように具体的なモデルみたいなものを提示していくことが重要と思っております。ファンド出資型というのは、これまで中小機構であったりとか、東京都のソーシャルインパクトファンドで類似例があるのですけれども、法人出資型というのは今回新しく作った型になりますので、こういったところにメリットがあるのかとかは今後具体的にJANPIAとも意見交換しながら、また、ヒアリング等もしながら、こういったモデルが考えられるか、我々としては考えていきたいです。

あと、せっかく公募をこれからするわけですので、我々も各地に出向いて、こういう公募が始まるというようなことをよく説明をして、こういった制度が始まるということを周知広報したいと考えてございます。

あと、先生がおっしゃった最後の子育て支援、今日のJANPIAの資料にあります3つの取組事例というところですが、この制度は2019年度から始まって、いろいろな事例が蓄積されてきて、様々な好事例も出てきていると思いますので、先ほどのJANPIAの説明で来年3月の自己評価の中で、これまでの事例を評価するというところもありますので、こんな事例があるとか、まさに好事例の横展開ができるような、そういったところを積極的に提示して周知広報していきたいと考えてございます。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

○小河主査 ありがとうございました。

小林専門委員、お願いします。

○小林専門委員 3点あるのですけれども、いずれも資料2-1の出資の部分でして、JANPIA、ファンド運営者は一般共同出資者との秘密保持義務に違反しない範囲でという報告義務のところがあると思うのですが、ここのところで徹底した情報開示というのがとても大事だと思うものの、民間というか、出資を受ける側からすると、不明点みたいなものが多少あります。

1点目が、可能な限り情報開示という書かれ方をされると、無制限に情報開示をしなければならないという感覚になるので、ここの情報開示の趣旨とか目的、あと、範囲を明確化していただいたほうがいいのではないかなと、やはり怖いという感覚になってしまうのではないかなと思います。例えば類似の社会課題解決事業を後押しするためとか、社会的インパクト評価、マネジメントに関する情報は可能な限り情報開示とか、一定程度、趣旨、目的、範囲というのをどう限定していくかというところを御検討いただけたらありがたいなと思っています。

同じ部分で2点目なのですが、今、民間共同出資者との秘密保持義務に違反しない範囲でと書かれているのです。ここを民間共同出資者・出資先企業等との秘密保持義務に違反しない範囲でというように、出資先企業等という文言を追加いただいたほうがいいのではないかなと思っています。この「等」の部分で想定しているのが協業とか連携先事業者だったりもするのですが、要はここでの情報開示はファンド運営者から情報を公開するという趣旨だと思うのです。例えば出資を受ける我々側、事業者側の情報もできる限り公開しなくてはいけないのかなと思われるような内容でして、具体的に言えば、例えば幾ら出資したとか、そのときの株価はどうだったのかとか、細かな投資契約の内容とか、そういったことも公開しないといけないとなると、なかなか手を挙げにくいところもあるかなと思っています。

なので、出資先企業等との秘密保持義務にも反しない範囲で情報公開をするということは明確にいただいたほうがいいかなと思っています。協業とか連携先事業者というのは出資先を探したり、サポートとかで、どこかの事業者と協業するということもあり得るので、その協業先とのNDAの除外も条項に含めるとか、そういった形も検討いただいたほうがいいかなと思っています。

3点目が、資金調達をする事業者側からしてみれば、資金調達は本当に企業のフェーズだったりとか、やることによって調達方法は変わってくると思うのですが、社会的な事業において、もちろん出資という選択肢は重要な選択肢であるものの、同時に融資のほうも検討しながら、どういう調達をしていくかというのを現場では考えると思うのです。

なので、たしか融資の制度も検討されるという話があったかと思うのですが、融資のほうの検討をこれから開始されるという理解でいいのかどうかというところを教えてください。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、内閣府からよろしいでしょうか。

○田中参事官 御指摘どうもありがとうございます。

我々も秘密保持義務に違反しない範囲でというところの趣旨は、先生がおっしゃったように、まさに民間共同出資者とか、出資先企業も含めて、そういったところで本当に秘密を保持すべき情報については、きちんと合意がない限りは出さないという意味で、可能な

限り情報開示と書いてございます。今日いただいた御意見も踏まえて、申請する資金分配団体とか実行団体が誤解しないような表現を公募要領にきちんと明記をしていきたいと思っておりますし、基本方針の方もそういった形で御指摘を踏まえて修正をしたいと考えてございます。

あと、資金調達で貸付けというお話がございました。今回の5年後見直しの議論の中で最初に貸付け・出資という形で議論始まったところでございますけれども、助成をこれまでやってきて、今回は出資に拡大しようという議論だったので、貸付けは今回はやらないという整理に一旦なっている状況でございます。

ただ、改正法もまた5年後見直しということになります。出資制度が来年1月から開始するので、その出資の状況も見ながら、また今度は貸付けというような議論が検討されるかもしれませんが、まずは助成から出資というところに注力をしていきたいと考えてございます。貸付けも法律上はできることになっていきますので、そこは運用面でどのように対応していくかという話だと思います。そこは排除するというわけではないので、今後の検討事項と考えてございます。

○小河主査 小林専門委員、よろしいですか。

○小林専門委員 お時間ができたら御検討いただけたらありがたいです。

イグジットを多様化するに当たって、入り口を狭めるとあまり意味がないので、多様な資金調達の入り口の手法というところも整備いただくと、いろいろなフェーズの社会的な企業がより使いやすくなるかなと思っているのと、出資を受けた後、ではどう成長していくかというときに、ほとんど融資が必要になるという場合が多いので、少なくとも地銀さんとか、デットプレーヤーとの連携だったりとか、そういったことも含めながら御検討いただけたらありがたいです。

○小河主査 ありがとうございます。またぜひよろしくお願ひしたいと思います。

栗林専門委員、何か御意見とか御感想でもいいのですが、御質問がなければ、何かコメントなどはありますか。

○栗林専門委員 ファンドとかは本当に、この説明を聞きながら学んでいるという感じで、多分、子供食堂とかをやっている方たちは私と同じレベルからのスタートだと思いますけれども、こういう仕組みがあることを学ぶところから地域に力がついていくといいなと、聞いていて思いました。

あと、県によって資金分配団体がある県とない県で休眠預金がどれだけ使われているかというのがすごく目に浮かぶのですけれども、少ない県は放っておくと県同士の格差が広がってしまいますので、なるべく早い時点で資金分配団体になるようなところとか、そういう方たちとの情報共有とか事例紹介とか、そういう丁寧な伝え方も必要なのかなと思いました。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

大川さん、お願いします。

○大川事務局長 ありがとうございます。

今、栗林様からのお話のとおり、特に今回、公募の説明会を全国5～6か所程度にはなるのですが、出向いていきまして制度の周知、また、まさにおっしゃっていましたが資金分配団体の裾野を広げるといふところを重点的に取り組んでまいりたいと思っていますので、そういうところをしっかりとやっていきますし、県との連携とかも実はやり始めています。

もう一つは、活動支援団体を有効に機能させていくことによって、資金分配団体がない都道府県というテーマにも取り組んでいけるのかなと思っていますので、しっかり前に進めてまいりたいと思います。

○小河主査 ありがとうございます。

今日は専門委員の皆さんは以上かなと思います、私のほうから一つ伺いたいですけれども、今日は時間の関係もあって、パブリックコメントのことについて、資料4の説明がなかったのですが、この取扱いについて、内閣府から説明いただければと思います。

○田中参事官 資料4を御覧ください。8月に御議論いただいた基本方針の出資以外の部分についてパブリックコメントを実施したところでございます。期間としては1か月程度実施したところでございます。意見の総数としては10件の意見をいただいたところでございます。下の表にありますとおり、JANPIAに関する意見が3件、資金分配団体、出資に関する意見がそれぞれ1件、制度全般の意見が3件、その他の意見が2件でございます。

まず、指定活用団体につきまして、左側が御意見の概要で右側が意見に対する考え方ということで、一つはソーシャルセクターの担い手についての明確化に関する意見、2番目は次世代の育成が非常に難しいというような御意見、あとは優れた事業の横展開が必要ではないかといった御意見がございました。

資金分配団体、4番目の意見でございますけれども、実行団体に対して上から目線ではなくて対等な立場でプロジェクトを実行すべきという御意見がございました。

5番目が出資に関する意見でございます。

あとは制度全般の意見で、休眠預金は現時点では国民の預金であるので、民間の公益活動の支援は税金で行うべきとか、休眠預金については公募という方法ではなくて喫緊の奨学金とか児童養護施設の拡充に直接活用すべきという御意見、8番目が政治・宗教や営利目的な事業については厳しく監督すべきという御意見をいただいたところでございます。

これにつきまして、一般的な御意見というところなので、内閣府の考え方を右側に示しているところでございます。

その他の意見のところについて、文書の中で、一部で「資金的支援」と書いていて、ほかでは「資金支援」となっていたので、「資金的支援」というところを「資金支援」に修正してございます。

最後のところが1か所だけ「インパクト評価」という言葉を使っていたのですが、基本方針の中では「社会的インパクト評価」という言葉で統一していますので、そこの部

分を「社会的インパクト評価」という形で修正をしております。

○小河主査 ありがとうございます。

これは公開とかはどのような形で検討されているのでしょうか。

○田中参事官 明日、審議会がございますけれども、それが終わりましたらホームページ等で公開をしたいと考えております。

○小河主査 分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしかったでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、御意見も出たようですので意見交換はこれで終了したいと思います。

最後に事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

○田中参事官 どうもありがとうございます。

基本方針の出資部分の改正案につきましては本日の御意見、また、明日開催予定の審議会の御意見等も踏まえましてパブリックコメントに付し、次回のワーキンググループにおいて、その結果を報告させていただきたいと思っております。また、基本方針の出資以外の部分の改正案、あるいは基本計画の変更案、JANPIAの事業計画及び収支予算の変更案につきましては、本日いただいた御意見及び明日開催予定の審議会の御意見等も踏まえて必要な調整を行った上で、内閣総理大臣による決定・認可に向けて速やかに手続を進めてまいりたいと思っております。

次回の会議日程につきましては、後日、事務方から御連絡をさせていただきます。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事は全て終了しました。ありがとうございました。